

通勤手当のてびき

令和7年(2025 年)4月

総務部労務課 給与担当

学校教育部教職員課 教職員担当

目次

1. 通勤手当とは	1
2. 支給要件	1
3. 通勤届出(通勤手当申請)	1
4. 事実発生日	2
5. 支給を開始する月	2
6. 支給額の決定	4
(1)交通機関を利用する場合	4
(2)交通用具を利用する場合	7
7. 定期券の精算方法	8
(1)払戻額の算定方法	8
(2)電車定期券の払戻額計算方法	8
(3)バス定期券の払戻額計算方法	9
8. 認定月	11
(1)認定月の決定	11
(2)支給開始月と認定月の関係	11
9. 通勤手当に係る調査について	11

1. 通勤手当とは

通勤手当(会計年度任用職員を除く。)は、通勤のため交通機関を利用して運賃を負担することを常例とする職員及び自転車その他の交通の用具(以下、「交通用具」という。)を使用することを常例とする職員に支給する手当である。

2. 支給要件

以下の要件①及び要件②のいずれも満たす場合に通勤手当を支給する。

要件①	要件②
住居から勤務場所まで、徒歩により通勤(※)するものとした場合の通勤距離(※)が片道2km以上であること。	交通機関を利用して運賃を常例的に負担して通勤していること。 交通用具を常例的に使用して通勤していること。

※通勤とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務場所との間を往復すること。

※通勤距離とは、一般に利用しうる最短の経路の長さによる。なお、GoogleMap にて計測した際の最短距離を参考に認定する。

3. 通勤届出(通勤手当申請)

以下に該当する場合、事実発生日から 15 日以内に通勤届出(通勤手当申請)を行うこと。

- (1)新規採用により新たに職員になった場合
- (2)人事異動、応援従事及び派遣等により、通勤場所が変更になった場合
- (3)転居等により、通勤経路(方法)が変更になった場合
- (4)私生活の変化により、通勤経路(方法)が変更になった場合
- (5)任命権者を異にして異動した場合
- (6)通勤経路(方法)は変わらないが、負担する運賃が変更になった場合

※(1)は、紙面で提出されたものに基づき、労務課が代理申請するため、本人申請は不要。

※(2)～(4)は、職員本人が申請を行うこと。

※(5)のうち、通勤場所・方法が変わらないものについては、労務課及び職員課にて内容確認のみ行うため、本人申請は不要。

※(6)は、運賃改定によるものに限り、労務課(または教職員課)が庶務事務システムに入力する。運賃改定によるもの以外については、職員本人が申請を行うこと。

(マニュアル保存場所)

[ドキュメントセンター>00 マニュアル>02 庶務事務>17 マニュアル\(手当申請編\)](#)
[\(総・労務課\)>庶務事務マニュアル\(通勤手当申請編\)](#)

通勤経路(方法)が変更になったにも関わらず、必要な申請を怠ったことにより通勤手当を過大に受給することは、不正受給になり得る。なお、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法は、往路と復路を異とすることは原則として認められない。

4. 事実発生日

通勤しうる状態に至った日が事実発生日になる。

〔具体例〕

届出事由	事実発生日	例
人事異動	異動の発令日(※)	・4月1日付発令 ：事実発生日=4月1日 ・4月15日付発令 ：事実発生日=4月15日
住居変更	引っ越しが完了した日の翌日(※)	・9月30日引っ越し完了の場合 ：事実発生日=10月1日
通勤方法の変更	変更後の通勤方法で通勤しうる状態に至った日	・11月25日以降にバスから自転車に変更した場合 ：事実発生日=11月25日

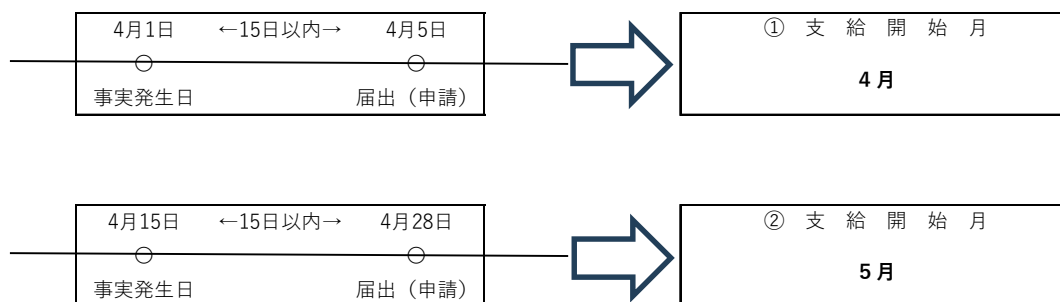
(※)人事異動の場合は、土日祝日などで出勤がない場合でも、異動の発令日を事実発生日とする。転居の場合は、引っ越しが完了した日の翌日を事実発生日とする。

5. 支給を開始する月

通勤手当の支給を開始する月は、事実発生日又は届出日(申請日)によって変わる。なお、庶務事務システムにおける申請日は、本人申請に基づくものとする。

区分		支給の始期	参照図
事実発生日から 15日以内の届出		事実発生日が月初(1日) ：事実発生日の月	例1① 参照
		事実発生日が月初(1日)以外 ：事実発生日の翌月	例1② 参照
事実発生日から 15日経過後の届出	変更後の通勤手当額 が減額する場合	事実発生日が月初(1日) ：事実発生日の月	例2③ 参照
		事実発生日が月初(1日)以外 ：事実発生日の翌月	例2④ 参照
	変更後の通勤手当額 が増額する場合	届出日が月初(1日) ：届出日の月	例3⑤ 参照
		届出日が月初(1日)以外 ：届出日の翌月	例3⑥ 参照

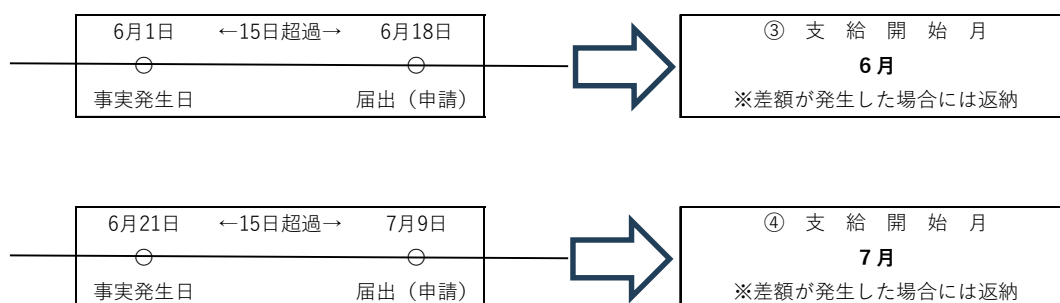
〔例 1〕15 日以内の届出



〔例 2〕15 日経過後の届出(変更後の通勤手当額が減額する場合)

減額例:・通勤手段をバスから自転車に変更した場合

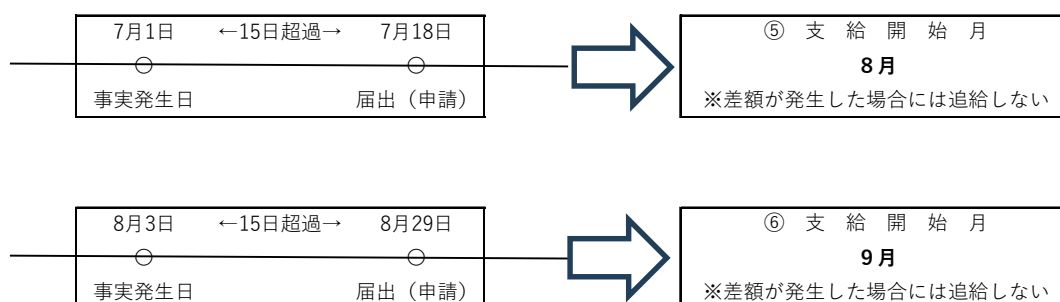
・転居により、通勤経路を「新宿―西八王子」から「豊田―西八王子」に変更した場合



〔例 3〕15 日経過後の届出(変更後の通勤手当額が増額する場合)

増額例:・通勤手段を自転車からバスに変更した場合

・勤務地の変更により、通勤経路を「豊田―西八王子」から「新宿―西八王子」に変更した場合



6. 支給額の決定

(1) 交通機関を利用する場合

「定期券の1か月あたりの金額(6か月定期券の金額÷6月)」と「IC運賃の1か月の通勤回数分(※1)の運賃額」を比較し、安価であるほうを最も経済的かつ合理的な通勤経路及び方法として認定する。

比較対象、支給額及び支給単位期間(※2)は以下のとおり。

区分	比較対象	支給額	支給単位期間
電車	定期券	6か月定期券の金額(※3)	6か月単位
	IC運賃	1か月の通勤回数分の運賃額	1か月単位
バス	定期券	6か月定期券の金額(※4)	6か月単位
	IC運賃	1か月の通勤回数分の運賃額	1か月単位

(※1)職員区分に応じた1か月の通勤回数は、以下のとおり。

- ・一般職員及び再任用フルタイム :21回
- ・再任用 31時間 :17回
- ・再任用 24時間(市長部局) :15回
- ・再任用 24時間(教育) :12回
- ・再任用 20時間 :11回

(※2)支給単位期間とは、通勤手当の支給の単位となる期間のことである。

支給単位期間が6か月単位の場合で 4 月に支給した場合、次に支給する月は 10 月になる。

(※3)6か月定期券の金額は、JRの一部の電車特定区間について、連続する区間に対する定期券額よりも、利用区間を分割した場合の定期券(分割定期券)額の方が安価となる区間がある。

通勤手当認定時の審査において、分割定期券の区間に該当する場合は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法として分割定期券の額で認定する。

なお、分割定期券での認定があった場合は、庶務事務システムの通勤手当申請の認定後の結果画面により、分割定期券区間を確認すること。

■分割定期券の購入手続き

- ①初回購入時は、駅窓口で分割定期券区間を指定して定期を購入すること。
- ②駅窓口で購入後、有人改札で「連続処理」の手続きを行うこと。
この処理を行うことで、分割区間の駅で途中下車し、改札を出入りする必要がなくなり、通しで乗車することができる。
- ③継続購入時は、券売機での購入も可能である。

例 神田駅～八王子駅 6か月定期比較

6ヵ月	
神田(東京都)～新宿	27,060円
新宿～八王子	71,950円
分割購入合計	99,010円
一括購入金額	120,040円
差額	21,030円

(※4)6か月定期券の販売がなく3か月定期券のみ販売するバス会社を利用する場合は、3か月定期券の金額×2の金額を6か月単位で支給します。また、この場合の定期券の1か月あたりの金額は3か月定期券の金額÷3月で算出します。

〔算出例〕

電車：定期券の方が安価なケース

■区間	: 八王子－西八王子
■6か月定期券の金額	: 20,660円
■片道のIC運賃	: 146円
■職員区分	: 一般職員
■比較計算:	
① 定期券の1か月あたりの金額	$= 20,660 \text{円} \div 6 \text{月} = 3,443 \text{円}$ (円未満切捨て)
② 通勤21回分の運賃額	
146円(IC運賃)×21回×2(往復)	$= 6,132 \text{円}$
(↑IC運賃による1か月あたりの金額)	
■結果:	
① <u>3,443円</u> < ② 6,132円	
定期券の方が安価であるため、6か月単位で定期券の金額を支給する。	

電車：IC運賃の方が安価なケース

■区間	: 高尾－西八王子
■6か月定期券の金額	: 25,460円
■片道のIC運賃	: 167円
■職員区分	: 再任用 20時間
■比較計算:	
① 定期券の1か月あたりの金額	$= 25,460 \text{円} \div 6 \text{月} = 4,243 \text{円}$ (円未満切捨て)

② 通勤 11 回分の運賃額

167 円(IC 運賃)×11 回×2(往復)=3,674 円

(↑IC 運賃による1か月あたりの金額)

■結果:

① 4,243 円 > ② 3,674 円

IC 運賃の方が安価であるため、1 か月単位で通勤 11 回分の IC 運賃額を支給する。

モノレール:(特例)1 駅区間割引が適用される区間

■区間 : 高松－立川北

■6 か月定期券の金額 : 43,800 円

■片道の IC 運賃 : 102 円

■職員区分 : 一般職員

■比較計算:

①定期券の 1 か月あたりの金額=43,800 円÷6 月=7,300 円

②通勤 21 回分の運賃額

102 円(IC 運賃)×21 回×2(往復)=4,284 円

■結果:

① 7,300 円 > ② 4,284 円

IC 運賃の方が安価であるため、1 か月単位で通勤 21 回分の IC 運賃額を支給する。

バス:定期券の方が安価なケース

■区間 : 西八王子駅－八王子市役所

■6 か月定期券の金額 : 48,600 円

■片道の IC 運賃 : 200 円

■職員区分 : 一般職員

■比較計算:

① 定期券の 1 か月あたりの金額=48,600 円÷6 月=8,100 円

② 通勤 21 回分の運賃額

200 円(IC 運賃)×21 回×2(往復)=8,400 円

■結果:

① 8,100 円 < ② 8,400 円

定期券の方が安価であるため、6 か月定期券の金額を支給する。

バス：IC 運賃の方が安価なケース

■区間	: 八王子駅北口－市役所入口
■6 か月定期券の金額	: 60,750 円
■片道の IC 運賃	: 250 円
■職員区分	: 再任用 31 時間
■比較計算:	
① 定期券の 1 か月あたりの金額	= 60,750 円 ÷ 6 月 = 10,125 円
② 通勤 17 回分の運賃額	
250 円(IC 運賃) × 17 回 × 2(往復)	= 8,500 円
■結果:	
① 10,125 円 > ② 8,500 円	
IC 運賃の方が安価であるため、1 か月単位で通勤 17 回分の IC 運賃額を支給する。	

(2) 交通用具を利用する場合

交通用具の片道の使用距離及び週の平均勤務日数に応じ、1 か月ごとに以下の表に記載の金額を支給する。(※片道2キロメートル未満の場合には支給なし。)

交通用具の片道の 使用距離区分	月額（円）				
	一般職員 及び 再任用フルタイム	再任用 31時間	再任用 24時間 (教育委員会部局以外)	再任用 24時間 (教育委員会部局)	再任用 20時間
2キロメートル以上 5キロメートル未満	2,600	2,080	1,820	1,560	1,300
5キロメートル以上 10キロメートル未満	3,000	2,400	2,100	1,800	1,500
10キロメートル以上 15キロメートル未満	5,000	4,000	3,500	3,000	2,500
15キロメートル以上 20キロメートル未満	7,000	5,600	4,900	4,200	3,500
20キロメートル以上 25キロメートル未満	9,000	7,200	6,300	5,400	4,500
25キロメートル以上 35キロメートル未満	11,000	8,800	7,700	6,600	5,500
35キロメートル以上 45キロメートル未満	13,000	10,400	9,100	7,800	6,500
45キロメートル以上 55キロメートル未満	14,000	11,200	9,800	8,400	7,000
55キロメートル以上	15,000	12,000	10,500	9,000	7,500

7. 定期券の精算方法

支給単位期間(6か月)の途中で通勤手当申請を行い、定期券の払戻しが発生する場合、使用した月数又は日数に応じて払戻額の精算が必要となるため、各自で払戻の手続を行うこと。精算は、変更後の通勤手当額から差し引くことで行うものとする。なお、払戻額が発生しない場合、精算は行わない。

(1) 払戻額の算定方法

払戻額の算定は、変更後の通勤手当の支給開始月の前月末日に定期券を払戻したものと計算する。

(2) 電車定期券の払戻額計算方法

$$\text{6か月定期券の金額} - \text{使用月数分の定期券の金額} - \text{手数料 220 円} = \text{払戻額}$$

〔算出例〕

電車：精算あり

■定期区間	: 国分寺－西八王子
■定期券の金額	: 6 か月 46,290 円 3 か月 27,440 円 1 か月 9,620 円
■使用月数	: 4 か月
■手数料	: 220 円
■新しい通勤手当額	: 50,000 円
■払戻額計算:	
	46,290 円(6 か月)－37,060 円(3 か月＋1 か月)－220 円(手数料)＝9,010 円
■結果:	
	新しい通勤手当額 50,000 円から払戻額 9,010 円を差し引いて精算するため、 50,000 円－9,010 円＝40,990 円が精算後の支給金額となる。

電車：連絡定期券

■定期区間	: 定期① 小平－国分寺(西武鉄道) 定期② 国分寺－西八王子(JR)
■定期券の金額	: 定期① 6 か月 39,590 円 3 か月 20,900 円 1 か月 7,330 円 定期② 6 か月 46,290 円 3 か月 27,440 円 1 か月 9,620 円
■使用月数	: 5 か月
■手数料	: 220 円
■新しい通勤手当額	: 2,600 円
■払戻額計算:	
定期①	
	$39,590 \text{ 円}(6 \text{ か月}) - 35,560 \text{ 円}(3 \text{ か月} + 1 \text{ か月} + 1 \text{ か月}) = 4,030 \text{ 円}$
定期②	
	$46,290 \text{ 円}(6 \text{ か月}) - 46,680 \text{ 円}(3 \text{ か月} + 1 \text{ か月} + 1 \text{ か月}) = -390 \text{ 円}(\text{払戻しなし})$
	払戻額 $4,030 \text{ 円} - 220 \text{ 円}(\text{手数料}) = 3,810 \text{ 円}$
■結果:	
	新しい通勤手当額 2,600 円から払戻額 3,810 円を差し引いて精算するため、 $2,600 \text{ 円} - 3,810 \text{ 円} = -1,210 \text{ 円}$ が精算後の支給金額となる。(給与支給額と相殺。)

(3)バス定期券の払戻額計算方法

6 か月定期券の金額 - (片道の現金運賃×2(往復)×使用日数(※1)) - 手数料(※2)

(※1)使用日数は各月の歴日数に応じて変わる。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
30 日	31 日	30 日	31 日	31 日	30 日	31 日	30 日	31 日	31 日	28 日(うるう年は 29 日)	31 日

(※2)手数料は、バス事業者ごとに異なる。

〔算出例〕

バス：精算あり

■定期区間	: 西八王子駅－八王子市役所
■定期券の金額	: 6 か月 48,600 円 3 か月 25,650 円 1 か月 9,000 円
■片道の現金運賃	: 200 円
■使用日数	: 4 月から 6 月まで使用 ⇒ 91 日 (30 日 + 31 日 + 30 日)
■手数料	: 530 円 (西東京バス)
■新しい通勤手当額	: 32,000 円
■払戻額計算:	
$48,600 \text{ 円 (6 か月)} - (200 \text{ 円} \times 2 \text{ (往復)} \times 91 \text{ 日}) - 530 \text{ 円} = 11,670 \text{ 円}$	
■結果:	
新しい通勤手当額 32,000 円から払戻額 11,670 円を差し引いて精算するため、 $32,000 \text{ 円} - 11,670 \text{ 円} = 20,330 \text{ 円}$ が精算後の支給金額となる。	

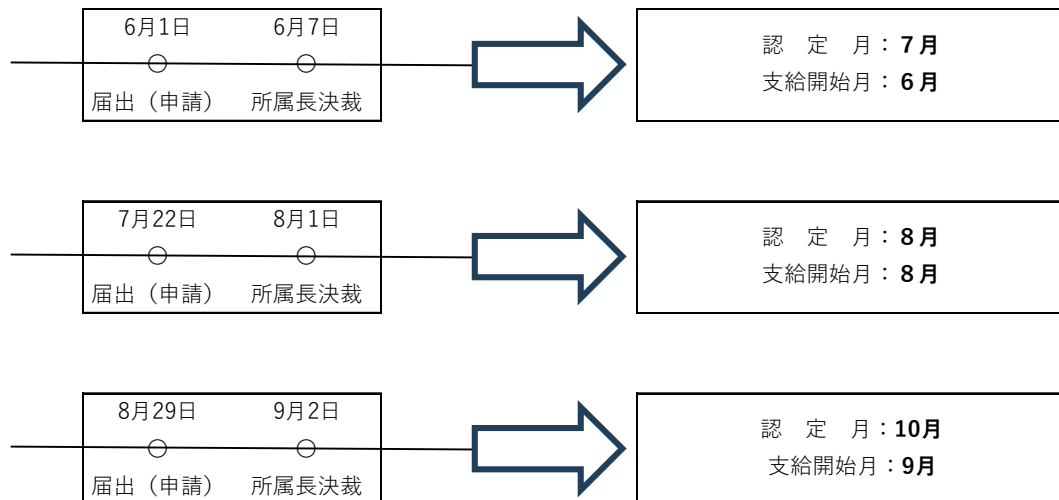
バス：精算なし

■定期区間	: めじろ台駅－西八王子駅南口
■定期券の金額	: 6 か月 48,280 円 3 か月 25,480 円 1 か月 8,940 円
■片道の現金運賃	: 200 円
■使用日数	: 7 月から 10 月まで使用 ⇒ 123 日 (31 日 + 31 日 + 30 日 + 31 日)
■手数料	: 530 円 (京王バス)
■新しい通勤手当額	: 5,000 円
■払戻額計算:	
$48,280 \text{ 円 (6 か月)} - (200 \text{ 円} \times 2 \text{ (往復)} \times 123 \text{ 日}) - 530 \text{ 円} = -1,450 \text{ 円}$	
■結果:	
払戻額が発生しないため、精算なし。新しい通勤手当額 5,000 円を満額支給する。	

8. 認定月

(1) 認定月の決定

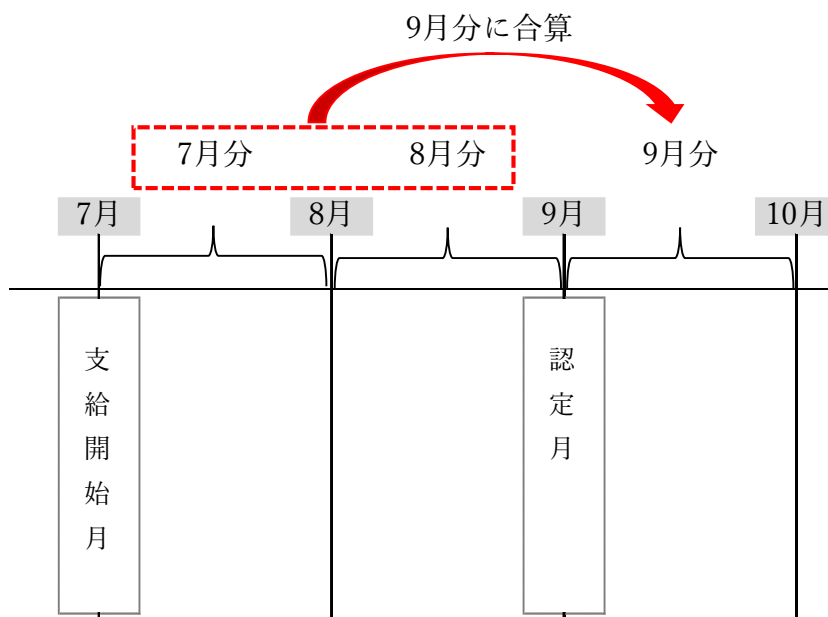
月初(1日)までに所属長決裁が完了した分については、当月が認定月(=実際に通勤手当を支給する月)となる。2日以降に所属長決裁が完了した分については、翌月が認定月となるので、注意すること。



(2) 支給開始月と認定月の関係

支給開始月と認定月が異なる場合、支給開始月から認定月までの通勤手当は、認定月の通勤手当に合算して支給する。

例えば、支給開始月が7月、認定月が9月の場合、7月分及び8月分の通勤手当は9月分に合算して支給する。



9. 通勤手当に係る調査について

(1) 6か月定期券の金額で認定した区間について

- ア 原則として6か月定期券を購入し、提示できるようにしておくこと。
- イ 直近1年分の定期券購入時の領収証等を保管し、提示できるようにしておくこと。

(2) 6か月定期券の販売がないため、3か月定期券の金額で認定した区間について

- ア 原則として3か月定期券を購入し、提示できるようにしておくこと。
- イ 直近1年分の定期券購入時の領収証等を保管し、提示できるようにしておくこと。

(3) IC 料金で認定した区間について

- ア 原則として IC 料金により通勤するものとする。
- イ IC カード等の利用履歴の提示を求められたときには、その履歴から通勤の実態が分かるような IC カード等の利用履歴を準備できるようにすること。
- ウ 個人の判断により定期券を購入することは構わない。なお、その場合には(1)及び(2)に記載のとおりとする。